

# 引越運賃料金表

適用開始日：令和5年（2023年）4月1日

株式会社 オ リ ソ ー

I 『引越運賃率表（時間制・距離制）』

【単位：円】

キロ程		車種別		小型車	中型車	大型車	大型車
				(2 tクラスまで)	(4 tクラスまで)	(10 tクラスまで)	(12 tクラスまで)
時間制	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの60km		21,430	25,280	33,180	40,460
	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの130km		35,710	42,130	56,710	67,430
距離制		基礎走行キロを超える場合は、10kmまでを増すごとに		280	340	510	710
		基礎作業時間8時間を超える場合は、1時間までを増すごとに		3,430	3,890	5,780	6,110
100 km を超え 110 km まで				31,290	36,240	47,160	60,040
120 km "				32,980	38,190	49,730	63,360
130 km "				34,670	40,140	52,300	66,690
140 km "				36,370	42,090	54,870	70,010
150 km "				38,060	44,040	57,440	73,330
160 km "				39,750	45,990	60,010	76,660
170 km "				41,450	47,940	62,580	79,980
180 km "				43,140	49,900	65,150	83,300
190 km "				44,830	51,850	67,720	86,620
200 km "				46,520	53,800	70,290	89,950
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額				3,380	3,870	5,070	6,550
500kmを超えて50kmを 増すごとに加算する 金額				8,440	9,680	12,670	16,370

## Ⅱ 『 運賃割増率 』

### (1) 冬期割増

期間	地域	割増率
自 11月16日 至 4月15日	北海道	2割
自 12月 1日 至 3月31日	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、 福井県、鳥取県、島根県の全県	2割
	岩手県の内、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、 上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡	
	福島県の内、会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、 河沼郡 岐阜県の内、高山市、飛騨市、大野郡、下呂市、郡上市	

### (2) 休日割増

日曜祝祭日に運送した時間又は距離に限る	2割
---------------------	----

### (3) 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した時間又は距離に限る	3割
-----------------------------	----

## Ⅲ 『 消費税 』

(消費税及び地方消費税の加算方法)

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 消費税及び地方消費税の加算 (免税対象となる取引は除く。)

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

(3) 前号により計算した金額に1円未満のは数が生じた場合は1円単位に四捨五入します。

## Ⅳ 『 引越運賃料金適用方 』

### 【 引越運賃料金適用方 】

この運賃料金は引越荷物を運送する場合に適用します。ただし、事業所等の移転又は定型の容器を用いて定額で行う運送であって、標準貨物自動車利用運送（引越）約款（株式会社オリソー適用）によらない旨をあらかじめ告知した場合には適用しません。

#### （運賃料金の適用）

1. この運賃及び料金は、実車キロ（荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ）が100キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

#### （運賃料金計算の基本）

2. 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間（車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰るまでの時間をいいます。）の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。  
この場合、4時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にもたがらない場合であって、かつ、4時間以内のときにのみ適用します。  
また、8時間制運賃は、上記以外の場合（基礎作業時間が午前から午後にもたがる場合又は4時間を超える場合）に適用しますが、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。
3. 距離制運賃の運送距離の計算は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。  
ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

#### （運賃計算の方法）

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といいます。以下同じ）及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ）の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。  
(2) 割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。  
(3) 2種以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

#### （は数の処理）

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じたは数は次により処理します。  
(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満のは数は100円に切り上げます。  
(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満のは数は500円に、500円を超え、1,000円未満のは数は1,000円に切り上げます。

#### （冬期割増）

6. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。  
冬期割増区間の運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

#### （休日割増）

7. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。  
日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

#### （深夜・早朝割増）

8. 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）におこなわれる運送については、次の式により算出した金額を加算します。  
深夜・早朝割増適用時間に運送した時間又は距離に対応する基準運賃×0.3

#### Ⅳ 『 引越運賃料金適用方 』

(荷役に係る料金)

9. 荷役作業（積込み、取卸し、搬出及び搬入作業）、荷造り作業、開梱作業に係る費用（運転手作業員料を除く。）は、以下に定める料金を収受します。

(1) 荷役作業員料

【単位：円】

	上限	下限
作業員 1 人 3 時間までごとに	18,000	12,000

(2) 荷造作業員料

【単位：円】

	上限	下限
作業員 1 人 3 時間までごとに	18,000	12,000

(3) 開梱作業員料

【単位：円】

	上限	下限
作業員 1 人 3 時間までごとに	18,000	12,000

(車両留置料)

10. 実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間（荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。）が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車種別	6トン車まで	6トン車を超え12トン車まで
発地または着地ごとに	120分	150分

車両留置料（9運輸局）

【単位：円】

車種別時間	小型車 (2 t クラスまで)	中型車 (4 t クラスまで)	大型車 (10 t クラスまで)	大型車 (12 t クラスまで)
30分までごとに	1,560	1,720	2,710	2,830

車両留置料（沖縄総合事務局管内）

【単位：円】

車種別時間	小型車 (2 t クラスまで)	中型車 (4 t クラスまで)	大型車 (10 t クラスまで)	大型車 (12 t クラスまで)
30分までごとに	1,220	1,380	2,130	2,230

(計算の順序)

11. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ① 使用車両及び時間又は運送距離による運賃の計算
- ② 割増率適用の計算
- ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算
- ④ 5. によるは数処理
- ⑤ 料金（は数処理を含む）の計算
- ⑥ 11によるもの加算の計算
- ⑦ 実費の計算

(実費負担)

12. 次に定める荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

- (1) 諸資材料（運搬料を含む）
- (2) 特殊荷役機械使用料
- (3) 有料道路利用料